

第46回全国豊かな海づくり大会～ふさの国千波県大会～ 協賛要領

第1条 趣旨

この要領は、第46回全国豊かな海づくり大会～ふさの国千波県大会～（以下「大会」という。）の基本理念に賛同する企業や団体（以下「企業等」という。）が、大会及び関連行事（以下「大会行事」という。）に協賛する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

【基本理念】

千葉県の豊かな海や河川などがもたらす恵みを次世代に引き継ぐため、水産資源の保護・管理や環境保全の重要性を県内外に広く訴えるとともに、海に関する文化芸術・スポーツ・観光などの「千波県」の多様な魅力を発信することで本県のブランド価値を向上させ、水産業の振興と地域の活性化を図ります。

※外房・内房など地域ごとに異なる表情をもった千葉県の海には、さまざまな種類の海が存在しています。そこで「千の波を有する県」を意味する「千波県」と名付け、千葉の海の多様な魅力を表現しています。

第2条 協賛

1 協賛区分

この要領において協賛とは、企業等が第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 資金協賛

大会の準備及び運営等に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供

(2) 物品協賛

大会の準備及び運営等に要する物品（以下「協賛品」という。）の提供

(3) 広報・PR協賛

大会行事の広報及びPR活動への協力

(4) その他協賛

前各号の他、実行委員会が特に認めるもの

2 協賛単位

協賛金の提供については、原則として、5万円を1口とする。

3 協賛内容

前第1項第2号から第4号までに規定する物品協賛、広報・PR協賛及びその他協賛（以下「物品協賛等」という。）の内容について、協賛を申し込もうとする企業等（以下「申込者」という。）は実行委員会と協議するものとする。なお、協賛に要する経費は申込者が負担するものとする。

また、協賛品には、協賛する企業等の名称等を表示することができる。

第3条 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、原則令和8年4月1日から令和9年7月31日までとする。

第4条 協賛の申込み等

1 申込み

申込者は、「資金協賛申込書（様式第1号）」又は「物品協賛等申込書（様式第2号）」（以下「申込書」という。）を実行委員会に提出するものとする。

2 申込書の受理

実行委員会は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、第8条第1項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、速やかに申込者に対し「協賛申込受理書（様式第3号）」により受理した旨を通知する。

第5条 協賛金の納付等

1 納付方法

協賛金の申込者は、第4条第2項の規定による通知（以下「受理通知」という。）を受けたときは、原則として、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込により、受理通知に記載する期限までに協賛金の全額を一括して納付するものとする。

2 領収書及び協賛金受領台帳

実行委員会は、協賛金の受領を確認した場合は、速やかに「領収書（第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会事務局財務会計規程様式第6号）」を発行し、「協賛金受領台帳（様式第4号）」に記載する。

第6条 協賛品の納入等

1 協賛品の納入

協賛品の申込者は、受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する方法（期日を含む。）により、協賛品を納入するものとする。

2 企業等の名称の表示

第2条第3項により協賛品に企業等の名称等を表示する文字サイズ等は、実行委員会が指定するものとする。

3 受納書及び協賛品受納台帳

実行委員会は、協賛品を受納した場合は、速やかに「受納書（様式第5号）」を発行し、「協賛品受納台帳（様式第6号）」に記載する。

第7条 広報・PR協賛及びその他協賛の実施等

1 広報・PR協賛及びその他協賛の実施

広報・PR協賛及びその他協賛（以下「広報・PR協賛等」という。）の申込者は、受理通知を受けたときは、協賛内容の詳細について実行委員会と協議の上、協力を行うものとする。

2 実績報告書による報告

申込者は、前項の協賛を実施後、「広報・PR協賛等実績報告書（様式第7号）」により実行委員会に実績を報告するものとする。

3 広報・PR協賛等実績台帳

実行委員会は、前項の報告を受けた場合は、速やかに「広報・PR協賛等実績台帳（様式第8号）」に記載する。

第8条 協賛の不受理等

1 協賛の不受理

実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとし、申込者に対し「協賛申込不受理通知書（様式第9号）」によりその旨を通知する。

- (1) 大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのあるとき
- (2) 法令又は公序良俗に反するとき、又は社会的に非難を受けるおそれのあるとき
- (3) 特定の政治、宗教及び思想の活動を目的とするとき、大会を特定の政治、宗教及び思想の活動に利用するおそれのあるとき、特定の政治、宗教及び思想の活動のために、協賛の特典若しくは協賛の事実を利用するとき、又はそのおそれのあるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員が支配し、若しくは関与し、又はそのおそれがあるとき
- (5) 必要数以上となった協賛品を申し込んだとき
- (6) その他実行委員会が不相当と認めるとき

2 協賛の取消

実行委員会は、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、当該協賛者に対し、「協賛申込不受理通知書（様式第9号）」により、その旨を通知するとともに、原則として、受領済みの協賛金若しくは協賛品は返戻する。

第9条 協賛の特典等

1 協賛の特典

協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）のうち、資金協賛をした協賛者への特典は、別表「協賛者特典一覧表」のとおりとする。

また、物品協賛等をした協賛者への特典は、実行委員会が協賛内容から換算した金額に応じ、協賛金に準じた特典とする。

2 複数回協賛

企業等が複数回に分けて協賛した場合は、その合計金額に応じた特典とする。

3 特典の追加

実行委員会は、「協賛者特典一覧表」に記載の特典のほか、必要に応じて協賛者への特典を追加することができる。

4 譲渡等の禁止

協賛者は、提供された特典を第三者に譲渡又は移転することはできない。

5 特典の不要

協賛者は、協賛への特典を希望しない場合には、その旨を実行委員会へ申し出るものとする。

第10条 協賛金及び協賛品の用途

協賛金及び協賛品は、その全てを次の各号に掲げる目的のために使用するものとする。

- (1) 大会の開催効果をさらに高めるための機運醸成事業等を実施するため
- (2) 大会行事を県民に周知するため
- (3) 大会行事の参加者への配布物等のおもてなしのため

- (4) 大会行事の会場設備等のため
- (5) その他大会行事等の開催のため

第11条 個人情報の取扱いについて

実行委員会は、協賛者の氏名、住所その他の個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

第12条 その他

この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

協賛者特典一覧表

特典の内容	協賛金額				
	100万円 以上	50万円 以上	30万円 以上	10万円 以上	5万円 以上
1 式典への参加者枠優先確保	○	-	-	-	-
2 感謝状の贈呈	○	-	-	-	-
3 関連行事会場等での企業ブ ース出店枠確保	○	○	-	-	-
4 式典プログラム・協賛者ボー ード等への掲載	ロゴ	ロゴ	ロゴ	名称	-
5 大会記念誌の贈呈	○	○	○	○	○
6 大会記念品の贈呈 ※金額に応じて内容が変わ ります	○	○	○	○	○
7 実績報告書等への掲載	ロゴ	ロゴ	ロゴ	名称	名称
8 大会公式HPへの掲載	ロゴ 企業HP リンク	ロゴ 企業HP リンク	ロゴ 企業HP リンク	名称	名称

【留意事項】

(1) 実施時期等については、以下のとおりとする。

【1・3・4】大会開催日

【2・6】実行委員会事務局から協賛者にお知らせします。

【5・7】令和10年3月頃予定

【8】協賛金の受領又は協賛物品等に係る受理通知以降～令和10年3月

(2) 4及び8は、協賛金額の区分ごとに文字やロゴの大きさを変更する。

また、掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申込順とする。

金額と申込順が同じ場合には、50音順とする。